

《2026(令和8)年度:重点的な取り組み》

1. 2025(令和7)重点的な取り組みの結果について

2025(令和7)年度は第4次中野区民地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の2年目となり、「社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指す」という基本目標のもと、①多様な居場所を作る、②活動のすそ野を拡げる、③必要な人に情報を届ける、④一人ひとりのニーズに合わせた支援につなげる、という4つの重点項目を中心に取り組みを進めました。また、活動計画において配置の必要性を提案した「地域福祉コーディネーター」については、先行的に鷺宮圏域に1名配置し活動をしておりましたが、2025(令和7)年度からは「中野区コミュニティソーシャルワーク事業」として中野区受託事業となり、2名のコミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」という。)を配置し、前年度の取り組みをより一層深め、関係機関との連携を進めることができました。

2025(令和7)年度の重点的な取り組み結果は、以下のとおりです。

(1)活動計画における取り組み

① 多様な居場所をつくる

地域に広がっているサロン・居場所活動への運営支援を継続するとともに、社会的孤立状態にある当事者(ひきこもり傾向にある方、認知傾向にある方、高齢者、障害者等)がより一層サロン・居場所につながるよう、当事者の特性に合わせたサロン(テーマ型)の新たな開催と居場所(サロン)活動に取り組む区民向けに、当事者への寄り添いの重要性を学ぶ学習会を開催しました。

また、区民からの居宅開放を予定していた常設型サロンは、オーナーの都合により実施には至りませんでした。

② 活動のすそ野を拡げる

若い世代の活動者の参加促進を目指し、「学生向けのボランティアスタート説明会」、「災害ボランティアスタッフ養成講座」等の実施をするとともに、ホームページに「福祉学習」のページを新設し、区内中学校、高校、大学、専門学校に情報提供等を行うなど様々な取り組みを進めました。また、「活動計画」の周知・理解や特に若い世代からの意見を募るために、区内の大学、専門学校及び中学生とヒアリングや懇談会を実施し、地域活動への意見や参加促進の提案をいただくことができました。

本会が実施する区内地域団体への助成について「中野ひとつなぎ活動助成」を新設した結果、新規申請団体が増加するとともに、対象事業も多種多様に広がりました。今後も助成団体や関係者の意見を伺い、新たな助成制度の定着に努めてまいります。また、地域活動団体への支援として、運営上の課題についてのテーマ別の講座やワークショップを開催しました。

③ 必要な人に情報を届ける

SNSを活用し、地域活動の情報と本会が取り組む活動の周知・PRに努めました。一方で紙媒体による広報(広報紙、チラシ・ポスター)にも取り組みましたが、SNSと比較しても一定の効果があることが事業参加者のアンケート結果からもわかり、口コミや掲示板・チラシによる広報等、今

後の情報提供のあり方について検討を行う予定です。

④一人ひとりのニーズに合わせた支援につなげる

前述のとおり「コミュニティソーシャルワーク事業」受託により、2名のCSWを鷺宮すこやか福祉センター圏域に配置しました。中野区アウトリーチチームとも連携し、制度のはざまの方への支援や新たな居場所づくり等の地域資源の開発にも取り組みました。CSWの存在が徐々に住民、関係機関に周知される中で、相談件数も増えており、2026(令和8)年度は住民と関係機関とより一層連携を深め取り組みを進める必要があります。

(2)「経営計画 2025」の取り組み

① ほほえみサービス事業及びファミリー・サポート事業あり方検討

ほほえみサービス事業について、事務局内のプロジェクトチームと運営委員会で協議を重ね、改めて社会的な意義、役割・機能を検討しました。「区民同士の助け合い」の理念のもと、利用会員と協力会員の交流を深める取り組みや過度な負担により事故の危険性が高くないように、活動内容について外出支援を中心として見直すこととしました。順次サービスの改変に取り組む予定です。中野区ファミリー・サポート事業については、特別援助活動である「病児保育」のあり方について中野区と協議を継続しています。

②事務局職員の人材育成への取り組み

管理職、中堅職員を中心としてOJT研修、ハラスメント研修の受講を進めました。今後は職員がモチベーションを維持し業務を遂行できるよう労働環境の整備に努めるとともに、今後は研修体系の整備、人材育成基本方針の策定を進めます。

2. 2026(令和8)重点的な取り組みについて

(1)多様な居場所をつくる

①当事者に寄り添う居場所づくりを進める

2002(平成14)年度より本会が取り組んできた「まちなかサロン事業」は、これまでも多くの区民や関係機関の協力を得て住民同士の交流の場として機能してきました。この活動が契機となり多くのサロン・居場所活動が広がってきました。前年度に引き続き、これらのサロン・居場所活動を社会的な孤立状態にある当事者(生きづらさを抱えた人、地域から孤立している人等)も参加ができ、孤独・孤立の解消の場として有効に機能できるよう、また、認知症高齢者等の理解を深めるなど情報交換会や連絡会等を通して既存のサロン・居場所活動の機能強化を図ります。

②多世代交流の場とする

「気軽に集い、交流できる場」として、夏休み期間やイベント等に学生を中心とした若い世代がサロン・居場所活動に参加できるように区内の大学、専門学校等に呼びかけ、多世代交流に向け調整してまいります。

③サロン・居場所活動を拡げ必要な方に情報を届ける

多種多様なサロン・居場所の支援と開発に地域住民や関係団体と取り組むとともに、必要な方や必要とする方に情報を伝える関係者・団体が活用しやすいようにホームページの掲載等、情報

提供のあり方について検討します。

(2)活動のすそ野を拡げる

①地域活動参加のきっかけをつくる

特に若い世代の活動参加については、友人・知人や親しい大人(親、学校の先生等)の存在が大きいことが前年度のヒアリングや地域懇談会から得られました。区内の学校へアプローチを行い、活動への参加を呼び掛け、社協事業等への参加を進めます。

②団体支援を通じた活動者ネットワークづくりと活動者のコーディネートを行う

区内で活動するボランティア団体・NPO 団体間の運営上の課題となっているテーマについて団体活動支援講座・ワークショップの開催をするとともに、新たに実施する「事業提案型 活動力向上・スタッフ育成事業」により担い手の育成を支援するとともに、助成金による活動支援を通じ、地域課題に向けた取り組みをより一層広げます。また、活動支援とともにそれらの活動を区民に広く周知することにより新たな活動者のコーディネートを行います。

③社会福祉法人の公益的な取り組みを促進する

区内社会福祉法人が地域の一員として地域活動に参加し、その一端を担うことは今後の地域課題解決のためには必要不可欠となっています。中野区内社会福祉法人等と連携し、経済的な貧困に苦しむ方々の食料支援や社会的孤立状況にある方への就労体験の場として活用できるように支援してまいります。

(3)必要な人に情報を届ける

①「気になる人」を支援につなげる仕組みをつくる

サロン・居場所活動や社協各事業にかかわる事業者協力者に社協情報を周知する中で、社会的な孤立状況や支援を得られていない方の情報を社協職員(CSW、各事業担当者)につなげ、支援につなげていく仕組みを検討します。

②SNS、紙媒体など情報が届くような工夫を行う

SNS(ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、LINE)の充実を引き続き行うとともに、広報の内容や対象者に適した広報媒体(紙、チラシ・ポスター、動画等)を選択できるように情報提供のあり方を戦略的に進めます。また、現状に合った社協ホームページにするための検討を進め、2027(令和9)年度からは新たなホームページにリニューアルします。

(4)一人ひとりのニーズに合わせた支援につなげる

①コミュニティソーシャルワーク事業の取り組みを強化する

中野区からの受託は2年目を迎え、鷺宮すこやか福祉センター圏域と新たに南部すこやか福祉センター圏域に2名ずつ配置され、CSW は計4名となります。CSW 配置について地域の理解を広げ、支援につながらない人へのアプローチを中野区アウトリーチチームとともに、関係部署や関係機関と協働で支援を行います。支援を行う中で必要な地域の中の見守りネットワークや居場所・サロンなどの地域資源の創出にも積極的に取り組むとともに、将来の区内全域配置にむけ、その活動の成果について広く区民、関係者へ周知してまいります。

(5)経営計画2025の取り組み

①地域から求められる社協職員像と人材育成基本方針を策定する

20歳代、30歳代、また、社協の経験年数が少ない職員が増えている中で、改めて2018(平成30)年度に策定した「地域から求められる社協職員像」と「人材育成基本方針」の見直しを検討し、理事会、評議員会に諮ります。さらに、それを基に研修体系の再構築を行い、地域福祉推進に携わる社協職員の育成に取り組みます。

②本会の取り組みを周知し寄付金等安定的な財源の確保に取り組む

本会の財源の約8割は中野区等の補助金・委託金で賄われていますが、本会独自で地域福祉推進のため必要とされる事業を展開するためには、自主財源(会費・寄付金、歳末たすけあい募金等の民間財源)の確保が重要です。事業によっては、中野子ども未来応援基金等の基金を取り崩し事業に充当することや事業別に寄付金を募るなど、様々な手法を検討し実施いたします。

会費・寄付金の増額や基金の造成のためには、本会の取り組みについて広く区民に周知し、理解を求めることが前提となります。区民から親しまれるマスコットキャラクターの制作を始め、区民に社協を身近に感じてもらえるような広報活動を行います。

《事業別計画》

1. 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

① 法人運営

ア. 理事会・評議員会(理事 14 名、評議員 21 名)

今年度も引き続き、経営計画に基づき、理事・評議員の皆さんとともに、組織体制の検討や財政基盤の強化などを進めていきます。本会の意思決定、議決機関としての役割を担う、理事会・評議員会での議論を活発に行い地域福祉の推進を図ります。

イ. 社協会員

昨年度の民生児童委員へのアンケート結果をもとに、中野社協の取り組みをわかりやすく伝える事業報告書の作成やノベルティの工夫など、新たな取り組みを進めていきます。中野社協で行う様々な事業のチラシなどに、会員募集の記載を統一して載せるなど、全体で取り組みを強化するとともに、多様な方法による会費納入を進め、クレジットカード等での支払いも周知していきます。引き続き、民生児童委員の皆さまと協力し、普通会员や団体会員、特別会員など会員数の増加に向けた取り組みを継続していきます。

<社協会員数の推移>

年 度	2024	2025(見込み)	2026(計画)
普通会员 (個人、商店、グループ)	2,052 人	1,984 人	2,100 人
団体会員 (町会、社会福祉法人、老人クラブ等)	219 団体	215 団体	250 団体
特別会員 (個人、企業等)	110 人・団体	124 人・団体	130 人・団体

ウ. 人材育成及び研修の充実

近年事業の拡大等により新人職員が毎年入職しています。人材育成の体制づくりを進めるため、職員全員でこれまでの「中野社協の職員像」を見直し、新たな職員像及び研修体系の策定を行います。OJT による指導、個別面談(1on1)などをツールに、職員の定着や環境整備を行います。東京都福祉人材センターによる研修などの参加も含め、様々な研修を通じて引き続きスキルアップを図ります。研修で得た知識等も各課のミーティングで共有し、実践に反映できるよう研修後の取り組みも進めていきます。

エ. 危機管理(大規模災害時の対応)

昨年度は、常勤職員及び非常勤職員も含め全体で BCP 研修を実施しました。この研修で見えた課題を BCP 計画に反映し、ミニマニュアルに沿った動きができるように、参集基準や会

館内の動きについて共有していきます。引き続き、社協全体で BCP 訓練を行い、大規模災害時の対応に備えていきます。さらに、今年度も、区と協働で災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。災害ボランティア運営スタッフ養成講座に参加した区民も含め、実践的な訓練を進めていきます。

オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

②企画・広報等

ア. 「いきいきプラン～第4次中野区民地域福祉活動計画～」の推進

昨年度も4つのすこやか福祉センター圏域で地域懇談会を、若い世代の声を聞く場として行いました。活動のすそ野を拓げるため、それぞれの事業で地域懇談会の意見を反映していきます。「コミュニティソーシャルワーカー」の配置も2圏域となり、きめ細やかな支援と地域の課題に対する取り組みを進めます。「いきいきプラン」も4年目に入ります。今年度は、これまでの取り組みの評価を行うとともに、次の計画の策定を見据え、「いきいきプラン推進委員会」で意見を頂きながら取り組みを進めていきます。

イ. 具体的な広報戦略の展開

情報発信を強化するため、ホームページのリニューアルを進めます。さらに、社協事業協力者にアプローチを行い、活動を通じて地域と社協をつなぐ仕組みを進めていきます。引き続きSNSを活用しながら、社協からの情報提供や発信を工夫していきます。

③関係機関との連絡調整

ア. 民生児童委員協議会との連携

引き続き地域福祉の推進のパートナーとして協力し、相談支援や情報提供を行いながら課題を抱える区民の支援を行います。社協事業へのご意見を頂きながら、社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、連携して地域課題の解決を進めていきます。

イ. 区内社会福祉法人との連携

昨年度は、「相談支援型フードパントリー」の申し込みを直接施設が担い、食料提供を一体的に行う形に変更した結果、相談件数が大幅に伸びました。食料提供をきっかけに各施設で相談者に応じた情報提供や社協と連携した支援につながるなど、相談拠点として広がっています。「相談支援型フードパントリー」を通じて、地域の身近な相談拠点としての取り組みを進めます。就労体験プロジェクトは、引き続き多くの施設に呼びかけ、ひきこもりや生きづらさを抱えた方の理解促進を行い、体験プログラムを拡げていきます。

ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営支援を行います。今年度も引き続き、介護の魅力発信事業を通じ、介護人材の確保に向けた取り組みを進め、介護現場の課題を中野区と連携して取り組む体制づくりを進めていきます。その上

で、中野区介護サービス事業所連絡会の加入のメリットや事業所同士の交流の機会を増やすために、情報交換や研修を実施し、事業所間の連携を図ります。

④会計・財務

「経営計画 2025」の策定に基づき、自主財源の確保、特に寄付金及び社協会員の増強を進めていきます。さらに寄付金や基金の活用を検討し、寄付者の希望に沿った事業に取り組みます。引き続き「生活困窮者支援」や「社会的孤立」をテーマに、社協の取り組みを見える化すること課題を明確化し、新たな寄付者層の掘り起しにつなげていきます。そのうえで、業務遂行上必要な取り組みに関する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、中野の地域福祉の質の向上を図ります。

(2)地域福祉事業

①福祉何でも相談

社会的孤立を生まない、人と人がつながる地域づくりを目指して、地域福祉の課題解決に取り組みます。既存の制度の対象にならない方や、サービスにつながりにくい方等から、電話やメール、WEB フォーム、窓口で相談を受け、必要に応じて訪問を行います。また、課題解決に向けた社会資源の開発に取り組みます。

<主な取り組み>

- ◇困りごとを抱えた本人や家族、地域住民、関係者からの福祉に関する相談に対応します。
- ◇コミュニティソーシャルワーカーや地域担当職員、アウトリーチチームをはじめとする関係機関との連携により、課題解決に取り組みます。

<新規相談件数>

(件)

年度		2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
新規相談件数		222	220	200
相談及び支援件数	電話	1,988	1,850	1,800
	メール	2,744	3,100	2,800
	来所	189	210	200
	訪問	244	220	200
	ケース会議	57	65	50

<相談内容> 2025年度(2月末) 新規相談内容 401件

内容	件数	内容	件数
収入や生活費について	58	福祉サービスについて	47
ローンや債務について	12	地域の社会資源について	13
食べるものがない	16	地域との関係について	12
仕事探しや就職について	23	ひきこもり・不登校について	5
家賃の支払いについて	16	家族との関係について	21
住まいについて	39	DV・虐待について	3
住環境について	19	子育てについて	2
病気・健康・障害について	57	その他	58

②高齢者困りごと支援事業(中野区補助事業)

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により支援し、支え合い・助け合いの地域づくりを目指します。

<主な取り組み>

- ◇新規相談者を増やすため、地域包括支援センターや健幸プラザへの事業説明のほか、医療機関に対し事業を周知し、利用促進を図ります。
- ◇登録サポーター研修を実施し、資質向上と登録サポーター相互の交流・情報交換の機会をつくり、活動の活性化につなげます。

<参考> 高齢者困りごと支援事業実績推移

年度	2022	2023	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
相談・問合せ数 (件)	2,008	1,700	1,578	1,450	1,600
活動数 (件)	286	225	195	190	200
登録サポーター数 (人)	141	135	127	110	120
職員同行訪問 (件)	22	26	19	15	20

③地域の居場所づくり・まちなかサロン事業

まちなかサロンは、気軽に集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支えあう関係づくりの場として、地域住民の協力のもと中野社協が実施しています。身近な地域で、障害の有無や年齢に関係なく、様々な立場・世代の人が気軽に集い交流することで、社会的な孤立を生まない地域づくりを目指します。

また、社協が地域に発信し、住民と一緒に取り組む、地域課題の解決につながるテーマ性を

持った居場所や多機能型の居場所の検討を進めます。

<主な取り組み>

◇まちなかサロン連絡会を開催し、サロンの役割の共有や、地域課題解決に向けた連携を呼びかけ、意見交換を行います。

◇地域担当を中心に地域の居場所情報を収集します。ホームページを通じて情報発信し、コーディネートにいかしていきます。また、各まちなかサロンの運営者に、居場所活動から見える地域のニーズを共有し、福祉的な課題のある方の受け入れについて関心を高めていきます。

◇地域担当や関係機関と連携し、居場所情報掲載団体等を対象に意見交換の機会をつくります。地域の福祉課題を共有し、「人とのつながりが少ない方」がつながる居場所づくりを進めます。

<まちなかサロン活動数推移>

年度	2022	2023	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
まちなかサロン (箇所数)	34	33	36	35	38
延べ参加者(人)	7,282	8,442	9,061	9,000	9,200

<地域の居場所団体数の推移>

年度	2022	2023	2024	2025	2026(計画)
掲載団体数	362	376	395	377	390

④ほほえみサービス事業(中野区補助事業)

地域住民の主体的な参加と協力により、日常生活の手伝いをする仕組みとして35年間継続してきました。2000(平成12)年の介護保険制度開始以降は、生活支援サービスの補完的な役割を果たしつつ、住民主体ならではの柔軟な対応をしてきました。

設立当初の区民同士の支え合いの理念に基づき、改めてほほえみサービスの役割と機能について見直しを行った結果、「ほほえみサービスの意義」については、①地域住民同士が“顔見知り”になるきっかけとなる②地域住民である協力会員が利用会員の自宅に訪問することで、孤立・孤独を生まない、拡げない活動である③友愛的な地域活動であって、人とのつながり作りを目的とする、以上のことをほほえみサービス事業運営委員会やあり方検討PTで議論し、確認しました。

今後は友愛的で人とのつながり作りを目的とした支え合い・助け合いの地域活動としていきます。また、活動内容の拡充として、会員の趣味・特技を活かした活動を取り入れていくことで、新たな仕組みをスタートさせていきます。

<主な取り組み>

ア. ほほえみサービスの意義を基本とした事業実施

◇新規訪問時

ほほえみサービスの活動意義を基本とした説明を行い、事業の趣旨をご理解いただきます。

◇コーディネーターなどの訪問時

会員同士趣味や得意な事にふれ、好きな物や得意な事等を活動に活かしていく提案をします。

イ. 活動内容の見直し

◇外出付き添いについて

- ・身体的介助を伴わない、見守り・付き添いの活動とします。
- ・協力会員には、研修受講を必須とし、受講管理を行います。
- ・利用会員のモニタリングのため、コーディネーターの定期訪問計画を立てます。
- ・活動の見極め等は、実際の活動状況を確認してケース会議にて検討していきます。

◇掃除について

- ・基本的な活動は、日常的な掃除の範囲とし、1～1.5時間程度の活動となるようコーディネーターを進めます。

ウ. 関係機関向け事業説明会の実施 オンライン開催(年1回)

地域包括支援センターや介護支援事業所等を対象に、オンラインによる事業説明会を実施し、新たな取り組みへの理解促進につなげます。

エ. 協力会員説明会の実施(年11回)

◇協力会員説明会を年9回平日開設時間帯に実施するほか、土曜日と夜間帯にも開催し、活動者のすそ野を拓げます。(会場:スマイルなかの)

◇ちよこっと買い物代行研修 年3回

オ. 協力会員研修の実施(年17回)

◇高齢者生活支援サービス担い手養成講座(任意)の実施 年12回

◇協力会員意見交換会の実施 年1回

◇外出付き添い研修(必須)の実施 年4回(5、9、10、12月実施)

カ. 広報活動の充実

◇会報・リーフレット・ホームページなどの広報は、ほほえみサービスの意義をはじめ地域住民同士、人と人とのつながり作りを目的とした事業周知を進めていきます。

◇本会ホームページやSNS等を活用し、つながり作りを意識した活動報告や会員の声を取り上げ、発信することで、友愛的な地域活動の理解につなげます。

◇会報「ほほえみ」の発行 年1回

キ. 運営委員会の開催 年3回

区民同士の支え合いの理念に基づき、ほほえみサービスの意義を確認しながら、幅広い年代の方が参加しやすい活動の検討や人や地域のつながりを意識した名称変更についても検討していきます。

<会員数及び活動実績の推移>

年度	2023	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
協力会員(人)	246	254	256	260
利用会員(世帯)	582	586	575	600
賛助会員(人)	48	52	48	50
提供時間(時間)	17,997	18,322	16,000	17,000
提供件数(件)	11,946	11,729	11,000	12,000

⑤中野区犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業(中野区受託事業)

犯罪による被害者やその家族を対象に、家事や保育等の支援を区からの要請に基づき実施します。

昨年度は1件の継続利用、2件の新規利用がありました。被害に遭われた方の気持ちに寄り添い対応できるよう緊急生活支援協力員のフォローアップ研修を年2回実施します。依頼があった際に対応できる協力員の確保に努めるとともに、一般区民向けの講座を開催することにより、幅広く事業周知を行い理解者を増やします。

⑥高齢者生活支援サービス担い手養成講座(中野区受託事業)

介護予防・日常生活支援総合事業の住民ボランティア等が提供する訪問活動事業・地域の自主活動団体等による通所事業等で活動する担い手の養成を目的に2016(平成28)年度から、中野区の委託を受け実施しています。昨年度は延べ人数 120 名が参加しました。高齢者の生活支援に関心があり、地域での支援活動を希望する区民を対象に、12科目からなる高齢者生活支援サービス担い手養成講座を計12回実施します。

<主な取り組み>

◇地域の多様な場で活躍できるよう、住民主体サービス、中野区認定ヘルパーをはじめ、ほほえみサービス事業、高齢者困りごと支援事業など生活支援サービスや地域活動の情報提供を行います。

⑦ひきこもり支援事業(中野区受託事業)

ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。また、社会参加に向けた既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、社会資源を活用して社会とのつながりをつくる支援を行います。

<主な取り組み>

◇ひきこもり状態にある本人や家族が相談につながるように、チラシやリーフレット、また SNS を活用して広報します。

◇電話・メールだけではなく、WEB フォームによる相談にも対応します。

◇関係機関やひきこもり当事者団体、家族等と連携し、ひきこもり当事者や家族を対象にした相談会を開催します。

◇これまでに養成した既存のひきこもりサポーターを対象としたフォローアップ講座を実施し、居場所への参加・協力などから活動の機会を創出します。

◇ひきこもりに悩む家族を対象に、ひきこもりの理解や本人とのコミュニケーションの取り方等をテーマに勉強会を開催します。

◇重層的支援体制整備事業における参加支援事業を通じて、ひきこもり等の生きづらさを抱えた当事者が、孤立することなく地域の中で活躍ができる地域づくりを行います。

<新規相談件数>

年度		2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
新規相談件数		50	63	70
相談及び支援件数	電話	560	590	600
	メール	1350	1800	1900
	来所	95	110	120
	訪問	109	110	120

<新規相談内容> 新規相談内容(2025年度2月末現在) 100件 ※複数回答有

内容	件数
① 経済的なこと	13
② 生活のこと	21
③ 体のこと	9
④ 人間関係に関すること	2
⑤ 近所のこと	1
⑥ 家族のこと	36
⑦ その他	18

◇カタルーベの会(ひきこもり当事者・家族の居場所)

<参加者人数>

年度	2024	2025(見込み)
参加者(延べ人数)	211	203

※カタルーベの会 音楽会 (11月) 参加者 27人

◇中野わの会(ひきこもり地域家族会)

<参加者人数>

年度	2024	2025(見込み)
参加者(延べ人数)	134	119

⑧コミュニティソーシャルワーク事業(中野区受託事業)

2025年度から、重層的支援体制整備事業の委託事業として、鷺宮すこやか福祉センター圏域に2名のコミュニティソーシャルワーカーが配置され、中野区内全域での配置に向けての取り組みが始まりました。2026年度は、南部すこやか福祉センターに2名配置され、2圏域での取り組みに広がります。1年目は、様々な関係機関にコミュニティソーシャルワーク事業の説明を行い、一機関では対応しにくい相談を連携して取り組みました。その中から、子どもの居場所づくり、外国籍の方の支援、物忘れ相談会や商店街との情報交換など、地域での取り組みも少しずつ進めてきました。

引き続き中野区のアウトリーチチームと連携し、複雑多様な課題へのアウトリーチを進め、高齢・障害・児童の分野にとらわれない協働での支援と制度やサービスにつながりにくい課題を解決するために必要な社会資源や新たな仕組みづくりを進めます。

中野区のアウトリーチチームと社協のコミュニティソーシャルワーカーのそれぞれの強みをいかし、事例検討などを通じたスキルアップと地域に合わせた取り組みを2圏域で実施していきます。

(3) ボランティア活動推進事業

① ボランティアセンターの運営

個人や福祉施設、ボランティアグループにおけるボランティア活動から、NPO や商店街・企業・地域でのボランティア活動、公益的な取り組みまで、幅広く多様なボランティアニーズへの活動支援を行います。一人ひとりのニーズにあったボランティア相談を実施し、ボランティア活動推進に取り組みます。

ア. ボランティア相談

ボランティアに関する様々な相談を受け付け、ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人とのコーディネート、様々な情報提供を行います。

<主な取り組み>

◇ホームページ「なかの情報」へのボランティア募集情報の掲載を強化し、ボランティア活動に関心がある方が主体的に活動につながるようにします。

◇区民や登録ボランティア、また学生が夏休み等の長期休みに参加できるボランティア活動のメニューを企画します。

◇ボランティアを始めるきっかけをつくるために「ボランティアスタート！説明会」を実施します。活動中のボランティアにも参加を促し、具体的な活動のイメージを膨らませます。

◇区内福祉施設、ボランティアグループに向けてボランティア受け入れ促進のための連絡会を開催し、福祉施設やボランティアグループ等でのボランティア活動を拡げます。

イ. 情報の提供・発信

広報紙「そよかぜ」のほか、LINE や SNS を活用した情報発信を通じて、ボランティア活動・地域活動への関心を高め、参加のきっかけをつくります。

<主な取り組み>

◇「そよかぜ」を年 4 回発行します。また、区民が必要な情報や関心のある活動を探しやすいようにホームページ内「なかの情報」を更新します。また LINE、Facebook、X や Instagram を活用し、区民や登録ボランティアに向けて、地域活動の実践を発信し、ボランティア・地域活動の参加につなげます。

ウ. ボランティア活動の普及・啓発

<主な取り組み>

区民に地域の福祉課題を知ってもらい、地域で解決する方法をともに考え、区民の地域活動やボランティア活動の参加につなげます。

◇区内学校で、障害者等団体や区内社会福祉法人等と連携して出前ボランティア講座を企画し、ボランティアの意義やボランティアセンターの活用についての理解を促進します。

◇出前ボランティア講座や福祉学習の実施例、社協が紹介できる講座の内容を「出前ボランティア講座」「車イス体験」など分野を分けてホームページに掲載し、どんな依頼ができるか可視化し、相談しやすくします。

エ. 災害ボランティア事業

災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの機能・役割について、講座や訓練、広報等を通して区民の関心を高め、ボランティア・地域活動参加のきっかけづくりを進めます。

<主な取り組み>

◇「なかの災害ボランティアセンター」立ち上げ・運営訓練を、東京ボランティア・市民活動センター災害ボランティアセンター運営支援システム(kintone)を活用しながら、中野区、関係機関等と連携し実施します。

◇「なかの災害ボランティアセンター」のマニュアルを改定し、適切な運営方法を検討します。

◇災害ボランティア、義援金や支援金等の被災地・被災者支援に関する情報を、ホームページ、SNS で発信し、区民の災害ボランティアへの関心を高め、参加を促進します。

◇災害時に「なかの災害ボランティアセンター」の運営スタッフとして活動できる区民を養成するため、「なかの災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座」を実施します。また、登録した運営スタッフを対象とした勉強会等を実施し、運営スタッフのスキルアップを図ります。

<参考>運営スタッフ登録人数

年度	2024	2025
登録人数	13	8

◇災害ボランティア講座の実施

地域の居場所活動を行っている団体向けにワークショップ型の体験講座を実施し、防災意識の向上や災害ボランティアの理解を深めていきます。また、関係団体と災害講座を共催し、災害ボランティアのすそ野を拡げていきます。

オ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内の各分野のボランティア・NPO 団体や、様々な分野の地域課題に対して活動する任意団体等の活動を支援し、孤独・孤立を生まない地域づくりを進めます。また、団体の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共有、相互理解、学習の場を展開することにより、団体同士の協働を進めます。

<主な取り組み>

- ◇団体支援の窓口として利用を促進するため、助成金等の団体支援に活用できる情報提供や相談対応を強化し、相談メニューを明記したチラシの発行や、SNS による広報を強化します。
- ◇団体の活動にいかせる情報やスキルの習得、団体間の連携や協力のきっかけとなる講座を実施します。
- ◇学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等のネットワーク「こどもほっとネット in なかの」を支援します。ネットワークで把握した地域課題への協働を働きかけます。
- ◇本会ホームページ内「なかの情報」に「お役立ち情報」を新設し、地域団体が活用することができる民間スペース、貸出機材や福祉専門職等の派遣に関する情報提供を行います。
- ◇共催事業による活動支援事業「事業提案型 活動力向上・スタッフ育成事業」として、団体が持つ企画力と運営力をいかした活動支援事業を新設します。提案を行う団体のスキルアップや担い手づくりを図るとともに、その他の活動団体が受益できる仕組みを整えます。

②避難者の寄り添い支援事業(東京都社会福祉協議会補助事業)

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。避難生活の長期化により、生活上の課題を抱える避難者が増えてきていることから、一人ひとりの生活ニーズにきめ細かに対応する個別訪問を継続し、課題解決ができるよう支援します。

<主な取り組み>

- ◇避難者サロンが、補助事業終了後も地域の居場所としてつながりを保てるよう、参加者・スタッフとともに、持続可能な運営方法を試行します。
- ◇能登半島地震避難者支援も含め、避難者情報やニーズの把握につとめます。
- ◇情報紙を「Smile！」を発行し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野で安心して暮らせるように支援します。

(4)助成事業(歳末たすけあい運動募金及び赤い羽根共同募金助成事業)

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。配分推せん委員会で検討を行い、共同募金改革を進め、歳末たすけあい運動を原資とした助成金を効果的に活用できるよう「孤独・孤立」の課題に対し、地域の様々な団体と取り組んでいき

ます。区民の皆さんから頂いた募金を地域課題に対し効果的に配分し、募金が地域に循環する仕組みを作るため、新たな取り組みを応援していきます。

①地域福祉活動助成

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。今年度も引き続き、地域で有効に活用して頂くための支援を行います。今後も、歳末たすけあい募金を財源とした地域の取り組みを周知し町会・自治会を通じて地域福祉活動を拡げていきます。

②中野ひとつなぎ活動助成

「孤独・孤立を防ぐために、人のつながりを拡げる活動」を目的とした団体の事業に対して助成を行い、地域課題や社会的課題の解決を通して地域福祉の推進を進めていきます。

<主な取り組み>

◇活動団体の助成金申請・活動報告の負担軽減を目的に、助成金のオンライン申請システムを導入します。

◇SNSを活用した「WEB版そよかぜ」で助成団体の情報を発信するほか、助成金の原資となる歳末たすけあい運動や中野ひとつなぎ活動助成について理解が深まるよう、団体との街頭募金活動や広報活動に取り組みます。

③区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会の活動経費の一部を助成します。

④なかの地域貢献プロジェクト立ち上げ助成

地域課題に取り組むボランティア・NPO 団体等の新規事業の立ち上げを幅広く支援するため、事業立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金を居場所立ち上げのツールとして、講座や立ち上げ支援を通して活動者にPRします。

⑤介護予防住民主体活動助成

地域の住民主体のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の解決に取り組んでいるボランティアグループや団体、NPO 団体が高齢者の介護予防をめざし取り組む事業の経費の一部を助成します。

⑥中野区民ふれあい運動会助成

引き続き「中野区民ふれあい運動会」への助成を行います。赤い羽根共同募金が減少する中で、財源の確保を行うため、募金運動への協力と効果的な活用に向けて理解を進めていきます。

(5)生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

①貸付相談

低所得世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の生活の安定と自立を図ることを目的に、民生児童委員の協力を得ながら、相談支援と貸付を行っています。

新型コロナウイルス感染症で収入が減少した方を対象にした特例貸付が2022年9月に終了し貸付相談は減少しましたが、解決に時間がかかる総合的な支援の必要な相談が増えていきます。最初は転宅や療養の費用の貸付相談でも、背景には不安定な就労や債務等の課題があって困窮されているような場合、課題の解決に向けて、生活・就労・家計等を含めた一体的な支援をしていく必要があります。こうした総合的な支援の必要な世帯の相談では、中野くらしサポート(生活困窮者自立支援相談窓口)、中野区生活援護課等の関係機関と綿密な連携をはかり、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行っていきます。

②償還相談

貸付の段階から、あるいは償還が始まる前から相談できる関係をつくり、民生児童委員と連携して世帯の状況把握に努めます。借受人(償還対象者)への電話、面接による生活状況、経済状況の把握を計画的に行い、スムーズに償還ができるよう支援します。

2023年1月から始まっている特例貸付の償還では、償還猶予・免除申請に関する相談が増えています。借受人世帯には、現在も就労困難な方や生活に困窮した世帯も多く、貸付終了後の生活相談により食糧支援や生活再建など自立に向けて支援します。

2026年度は特例貸付の償還困難な外国籍の借受人に対し、郵送や電話等により生活状況の把握に務め、個々の状況に即した必要な支援を行っていきます。

<相談件数、貸付件数の推移>

(件)

年度	2024	2025(見込)	2026(計画)
新規相談件数	739	580	600
相談件数(延べ件数)	1,943	2,300	2,300
償還相談件数(延べ件数)	1,500	2,500	2,500
新規貸付決定件数	26	25	30

(6)受験生チャレンジ支援貸付事業(中野区受託事業)

低所得者層の世帯に対し学習塾費用、大学・高校受験料等の貸付支援を行います。東京都独自の制度であり、中野社協では2015年度に中野区より受託し、生活福祉資金貸付等の相談と連携して実施しています。2026年度は支援を必要としている世帯にさらに情報を届けるために、無料塾等の学習支援団体及びデジタル媒体を通じた保護者への周知を強化し、利用促進を図ります。

<参考貸付件数の推移>

(件)

年度	2024	2025(見込)	2026(計画)
貸付件数	214	239	250

(7)福祉サービス利用援助事業<アシストなかの(権利擁護事業)>

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活を送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

①地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

ア. 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、書類預かりを行います。

<地域福祉権利擁護事業契約者数推移(障害別)>

(人)

年度	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
認知症高齢者	68	65	69
知的障害者	7	9	9
精神障害者	20	25	25
その他	7	7	7
合計	102	106	110

イ. 苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

②あんしんサポート事業(中野区補助事業)

身寄りのない一人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後のご相談まで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。

<あんしんサポート事業契約件数>

年度	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
契約件数(人)	49	57	65
新規契約件数 (人)	13	14	15

(8)中野区成年後見支援事業(中野区受託事業)

中野区成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関として中野区とともに、区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させます。さらに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

ア. 成年後見制度に関する相談

◇相談は、電話・窓口・訪問による相談、専門相談員(弁護士)による法律相談を実施します。

◇関係機関に向け、本人の権利や財産管理に関する問題を気軽に相談できる相談窓口であることの周知を進め、課題が深刻化する前の早期の段階から関係機関と連携し、課題に取り組むことができる体制の構築を図ります。

◇成年後見制度の申立ての手續の支援として、個別のニーズに合わせて、専門職の紹介や法定後見申立て書類の作成支援等の対応を行います。また、成年後見制度説明会の開催等、制度の活用を支援します。

◇成年後見等支援検討会議を経たケースや成年後見制度の申立ての手續の支援をしたケース等について、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人(以下「後見人等」という。)の支援をします。

◇後見人等支援学習会・情報交換会等を開催します。

<成年後見支援センター新規相談件数推移>

年度	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
新規相談件数 (人)	469	460	470

イ. 成年後見等支援検討会議の実施

権利擁護に関する支援の方針や適切な後見人等候補者の検討について、本人の意向や状況などを踏まえて専門的かつ多角的に検討するため、専門職と連携した成年後見等支援検討会議を月2回実施します。また、会議をより有効なものとするため、区との協議をすすめます。

ウ. 成年後見制度に関する地域ネットワークの活用

福祉関係機関と専門職団体との事例検討会や情報交換会を開催し、地域の関係機関等とのネットワークを構築することで連携を図ります。

エ. 講演会、勉強会の実施

成年後見制度を正しく理解していただくため、区民の制度理解へのニーズに合わせて制度説明会、講演会を開催します。また、区民団体等からの要請による出張勉強会のほか、介護事業者や障害者支援機関等と協力し、普及啓発及び周知活動を進めていきます。

オ. 後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族・本人申立てによる成年後見制

度利用に関して、申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。後見等報酬費用助成については、今年度より監督人報酬が新たに助成対象となり、助成額の上限も撤廃されるため、区と連携して周知を進めます。

(9)法人後見・法人後見監督事業(中野区補助事業)

被後見人の財産管理・身上保護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。市民後見人の活躍機会の拡大に伴い、新たな市民後見人候補者の養成を毎年度行います。

また、後見監督人として後見業務を定期的に監督することで被後見人等の権利を擁護し、市民後見人が安心して業務に取り組めるようサポートを行います。

<年度末時点の受任件数(法人後見、法人後見監督)、後見活動メンバー人数>

年度	2024	2025 (見込み)	2026 (計画)
法人後見(件)	0	0	0
法人監督(件)	15	14	19
後見活動メンバー (市民後見人候補者)	25	32	36

(10)歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。昨年度は、町会・自治会、民生児童委員の多大なご協力を頂きましたが、1,800万円を下回る結果となりました。戸別募金から町会費からの一括募金が増え、戸別募金の負担が町会自治会の中で大きくなっている現状があります。今年度は、町会自治会だけでなく、企業や地域団体など、様々な分野に募金活動と呼びかけ、昨年度を上回る募金を目指します。さらに、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知を行い、募金活動への協力を拡げ、地域の声を反映した配分を行います。

(11)応急援護資金貸付事業

応急援護費は、低所得世帯で、臨時に出費が必要になった場合の貸付と、住所不定者他の就労先への交通費など小額の支給として中野区福祉事務所に委託して行っています。また、社会福祉協議会の窓口でも応急的な貸付を行っています。

社会福祉協議会で行っている応急貸付金は、5万円以内の貸付と、3万円以下の連帯保証人不要の貸付を実施しています。償還が進まない世帯には、個別に生活相談と償還支援に取り組みます。

また、2016 年より取組んできた食料支援については、関係機関からの相談も増えており、物価高騰等の影響を受けた世帯や従来の公的制度の支援対象にならない生活困窮世帯に対する支援として引き続き実施します。

< 応急援護資金貸付件数の推移(社会福祉協議会分) >

年度	2024	2025(見込)	2026(計画)
貸付件数	0	1	3

< 食料支援 件数の推移 >

年度	2024	2025(見込)	2026(計画)
貸付件数(延べ件数)	556	770	800

(12)中野区ファミリー・サポート事業(中野区受託事業)

1999(平成11)年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

コロナ禍以降、在宅ワークや働き方の変化など子育て世帯の生活スタイルの多様化に伴い、複雑で個別性の高いニーズが増えています。一方、担い手である協力会員は高齢化により、活動者の減少傾向が続いています。今後は引き続き活動の担い手である協力会員の確保に努めるとともに、会員の方々が安心・安全に参加できる地域活動とするため、区との協議を進めながら事業の見直しを進めていきます。

< 主な取り組み >

◇活動内容の見直しについて

【2026 年度実施】

- ・「子ども 1 人」に対して「協力会員 1 人」の活動とする
- ・活動終了時間は「24 時まで」から「22 時まで」とする

◇利用会員からの利用前連絡について、WEB フォームの利用を推進し、引き続き報告の負担を軽減します。また、協力会員への活動打診や事務連絡においては、メールの活用を進めます。

◇会員登録会を年24回開催します。登録手続きに必要な書式等をホームページ上に掲載することで、短時間で効率のよい予約制登録会を実施し、利便性の向上を図ります。

◇広報においては、ホームページの内容充実、SNSの活用のほか、協力会員募集チラシの配布、区掲示板への掲示を年 3 回実施し、より幅広くPRすることで協力会員の増員を目指します。

◇公式 LINE を活用し、会員向けの情報発信の強化を行います。

◇「虐待防止に関する講習」が必須講座として追加されたため、年 4 回実施予定とし、協力会員の受講管理を行います。「宣誓書」の提出および管理も行います。

<ファミリー・サポート事業会員数の推移> ※()は特別援助活動の実績。

年度	2023	2024	2025(見込み)	2026(計画)
利用会員(人)	1,368(80)	1,183(91)	1,146(70)	1,200(75)
協力会員(人)	183(64)	145(57)	147(54)	150(55)
両方会(人)	42	22	24	30
計	1,593(144)	1,350(148)	1,317(124)	1,380(130)
活動件数(件)	5,010(164)	5,344(140)	6,000(70)	6,600(70)
活動時間(時間)	8,334(616)	8,961(423)	9,000(200)	9,800(200)

2. 公益事業

(1) 要介護認定調査受託事業(中野区受託事業)

2007年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険要介護認定調査を実施しています。調査件数では、中野区全体の8割程度を担っています。引き続き、社会福祉協議会の持つ公平性・中立性に基づき、区民や関係機関から信頼される認定調査業務に努めます。調査の質の維持向上のため、中野区と協力し調査員の研修、指導に取り組みます。

2025年度には要介護認定審査期間の長期化が問題となり、中野区と連携し遅滞の解消に取り組みました。認定調査事業の課題の一つである調査員の確保に取り組み、目標とした調査員数40名を超えた調査員数と契約しています。

今年度も安定的な事業運営に引き続き取り組みます。

<調査件数の推移>

年度	2024	2025(見込)	2026(計画)
年間調査件数(件)	8,810	8,540	8,650

(2) 中野区社会福社会館の管理運営(中野区指定管理受託事業)

1995年中野区社会福社会館の開設以来、本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006年度よりは指定管理者として管理運営を行っています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上を図る」という社会福社会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力し運営を行います。さらに、今年度も空調工事が行われるので、会館利用者に影響が出ないように、指定管理者として区と連携しながら取り組みます。

※中野地区配分推せん委員会事務局(東京都共同募金会)

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動(地域活動いきいき)募金のうち、中野区内に配分される募金(地域配分)の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年 2 回開催します。昨年度は、共同募金改革の検討を行い、方向性を共有しました。改革を進めていくため、中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。